

訪問介護，介護型ヘルプサービス，
生活支援型ヘルプサービス，支え合い型ヘルプサービス
同和園ホームヘルプステーション・井戸端ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人同和園が開設する同和園ホームヘルプステーション及び、井戸端ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業，介護型ヘルプサービス，生活支援型ヘルプサービス，支え合い型ヘルプサービスの事業（以下「事業」という。）が，要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は，事業の実施に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所の訪問介護員等は、要介護状態の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。指定訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は，介護保険法その他の法令，「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」，「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し，事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 同和園ホームヘルプステーション
(訪問介護、介護型ヘルプサービス、生活支援型ヘルプサービス)
井戸端ステーション
(支え合い型ヘルプサービス)
- ② 所在地 京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 従業員の職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- 1 訪問介護、介護型ヘルプサービス

- ① 管理者 常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者 2名以上
（うち1名以上は常勤職員を配置する。）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、指定介護型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画又は介護型ヘルプサービス計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 常勤換算方法で4名以上
訪問介護員は、訪問介護、介護型ヘルプサービスの提供に当たる。

2 生活支援型ヘルプサービス

- ① 管理者 1人（常勤兼務1人）（1の管理者が兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者 2名以上
（うち1名以上は常勤職員を配置する。）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定生活支援型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、生活支援型ヘルプサービス計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 常勤換算方法で4名以上
訪問介護員は、生活支援型ヘルプサービスの提供に当たる。

3 支え合い型ヘルプサービス

- ① 運営・マッチング担当者 1人以上
運営・マッチング担当者は、事業所に対する指定支え合い型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整、従事者等に対する技術指導、支え合い型ヘルプサービス計画の作成等を行う。
- ② 従事者 4人以上
従事者は、支え合い型ヘルプサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の利用日及び営業時間は、次の通りとする。

- ①利用日
月曜日から日曜日まで
- ②サービス提供時間
8時30分～18時30分

③受付時間

8時30分～18時30分

電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問介護計画の作成及び実施内容、実施記録)

第6条 1) 訪問介護計画書の作成

事業者は、ケアプラン（居宅サービス計画）に沿って、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画書を作成する。

2) サービスの実施内容

各総合事業計画所に記載されている内容に沿って以下のサービスを実施する。

① 身体介護

サービスの準備・記録、健康チェック、換気・室温調整、簡単な整頓、入浴、排泄、食事、移動、体位変換、買い物同行等の身体介護及び自立支援又は重度化防止のための声かけ、見守り、一部介助。

②生活援助

サービスの準備・記録、健康チェック、換気・室温調整、簡単な整頓、調理・洗濯・掃除・買物等を契約者又は同居家族が行えない場合に訪問介護員が代行で行う。

3) サービス提供時の実施記録

指定訪問介護を提供した際は、サービスの提供記録へ提供日、内容を記載する。

(利用者の状況及び保険証の確認等)

第7条 1) 当事業は、訪問介護サービスの提供を求められた場合は、まず次の要領で受付を行う。

ア、利用申込者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。また、当事業は、この被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護サービスを提供するよう努める。

イ、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

ウ、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

- エ、法定代理受領サービスの提供を受けることができるにもかかわらず、該当していないときは、その旨を説明し、必要な援助を行う。
- オ、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- カ、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- キ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況、家庭での介護の様子、所持金品、主治医や医療機関の名称や指示、服薬等の内容、訪問介護サービスの提供にあたっての当事業への要望、場合によっては家族の事情などについて、前項目の会議等では把握しきれない点は、あらかじめ利用申込者又はその家族から、さらに把握するよう努める。

(利用者の不正行為等の保険者への通知)

第8条 当事業は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 1) 利用者が正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等の対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護等の程度を増進させたと認める場合。
- 2) 偽り、その他の不正の行為により保険給付を受けた場合、または受けようとした場合。

なお、当事業は、以上のような場合には、訪問介護サービスの提供を拒むことができる。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 通常の事業実施地域は、下記の通りとする。

①京都市伏見区醍醐

北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東、小栗栖、小栗栖宮山、石田、春日野、日野の各小学校区

②京都市山科区

小野、大宅、勸修の各小学校区

上記以外の地域については個別に相談の上、実施の有無を決定する。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1) 当事業は、法定代理受領サービスに該当する訪問介護サービスの提供を行った利用者からは、介護報酬告示の額の1割、2割、3割いずれかの利用料の支払いを受ける。
ただし、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護サービスの提供を行った利用者からは、保険給付に該当するサービス費と同額の費用もあわせて支払いを受ける。
この場合は、提供した訪問介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者へ交付する。
- 2) 訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用する事とする。
- 3) このほか、当事業は、次の各号にあげる費用の額の支払いを利用者から受ける。
 - ア、交通機関、タクシー利用の場合は、その実費額を徴収する。
交通費徴収に際しては、あらかじめ利用者又は、その家族に対し、当該サービス内容及び費用について、説明を行うこととする。
 - イ、利用予定日の前日までに正当な理由なく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する（ただし、月額で算定するものは除く。）。
 - ウ、サービス実施記録等の複写物(コピー)については、1枚につき、10円を徴収する。
 - エ、その他、訪問介護サービスを提供にあたり、日常生活において必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 当事業は、訪問介護の提供を受ける者に対し、そのサービス利用にあたって、次のことに留意するよう周知する。

- 1) 介護保険被保険者が、当事業の訪問介護の提供を求める場合は、被保険者証を提示しなければならない。
- 2) 利用者及びその家族は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況、家庭での介護の様子、所持金品、主治医や医療機関の名称や指示、服薬等の内容、場合によっては家族の事情などを、当事業の職員が把握することによってできるだけ協力しなければならない。
- 3) 利用者及びその家族は、正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等の対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護等の程度を増進させるようなことがあってはならない。
- 4) 利用者及びその家族は、偽り、その他の不正の行為により保険給付を受けたり、受けようとしてはならない。
- 5) 訪問介護の提供を受けた利用者又はその家族は、この規程の第11条に定める利用料等を支払わなければならない。

(緊急時の対応)

- 第12条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、関係市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第13条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

- 第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ

せるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。定期的な委員会の開催とともに、その結果について従業者への周知。
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備。
 - (3) 従業者に対し、定期的に虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。
 - (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者の選定及び設置。
- 2 当事業所は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

(衛生管理等)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第20条

- 1) 事業所は、訪問介護員などの質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 2カ月内
 - ② 継続研修 年12回
- 2) 当事業の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。
- 3) 当事業の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの主な内容について見えやすいところ及び、ウェブサイト上に掲示する。
- 4) 当事業は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に当事業を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 5) 当事業には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、介護その他サービスの提供に係る記録整備を完了の日から5年間保存する。
- 6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人同和園と事業所の管理者及び管理業務を行う者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則1) この規程は、平成13年 3月 1日から施行する。

(附則2) この規程は、平成14年 2月 1日から改正施行する。

(附則3) この規程は、平成14年 4月 1日から改正施行する。

(附則4) この規程は、平成14年11月 1日から改正施行する。

(附則5) この規程は、平成15年 4月 1日から改正施行する。

(附則6) この規程は、平成16年 4月 1日から改正施行する。

- (附則 7) この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から改正施行する。
- (附則 8) この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 9) この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 10) この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から改正施行する。
- (附則 11) この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 12) この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 13) この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 14) この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 15) この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 16) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 17) この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 18) この規程は、平成 26 年 1 月 31 日から改正施行する。
- (附則 19) この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から改正施行する。
- (附則 20) この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 21) この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 22) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 23) この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 24) この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から改正施行する。
- (附則 25) この規程は、令和 1 年 12 月 1 日から改正施行する。
- (附則 26) この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
- (附則 27) この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。